

明石市文化・スポーツ振興激励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日頃の文化・スポーツ活動の成果として全国大会等に出場する市民等に対し、明石市文化・スポーツ振興激励金（以下「激励金」という。）を支給することにより、本市の文化・スポーツの振興を図ることを目的とする。

(対象となる大会)

第2条 激励金の支給の対象となる全国大会等（以下「対象大会等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、賞金等（記念品等を除く。）が付与される全国大会等については、この限りでない。

(1) 別表第1に掲げる全国大会等

(2) 前号に定めるもののほか、地方予選若しくは選抜を経て出場する全国大会等又は厳正かつ明確な基準により出場する全国大会等で、市長が特に認めるもの

(支給対象者)

第3条 激励金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる対象大会等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 別表第1に規定する小学生を対象とした対象大会等 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者

ア 対象大会等の開催当日に本市に住所を有する者が市内に所在するチーム又は団体の一員として出場する場合 当該チーム又は団体の代表者

イ アに掲げる場合以外の場合 当該対象大会等への出場が決定した者（当該対象大会等の開催当日に本市に住所を有する者に限る。）の保護者

(2) 別表第1に規定する中学生を対象とした対象大会等 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める者

ア 対象大会等の開催当日に本市に住所を有する者が市内の中学校を代表して出場する場合 学校長（市長が特別の事由があると認めるときは、市長が認める者）

イ 対象大会等の開催当日に本市に住所を有する者が市内に所在するチーム又は団体の一員として出場する場合 当該チーム又は団体の代表者

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 当該対象大会等への出場が決定した者（大会等の開催当日に本市に住所を有する者に限る。）の保護者

(3) 別表第1に規定する高校生及び高等専門学校生を対象とした対象大会等（当該対象大会等の開催当日に本市に所在する高等学校及び高等専門学校に在

籍する者が出場するものに限る。) 学校長

(4) 別表第1に規定するその他の対象大会等 当該対象大会等への出場が決定した者(大会等の開催当日に本市に住所を有する者に限る。)(その者が未成年者である場合は、その保護者)

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表第2に定める額とする。

(申請手続)

第5条 激励金の支給を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 対象大会等の開催要項の写し

(2) 対象大会等への出場を証明できる書類の写し

(3) チーム又は団体の一員として対象大会等へ出場する場合にあっては、対象大会等の登録メンバー表

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、激励金の交付の可否を決定し、市長が別に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、激励金の支給を決定したときは、速やかに激励金を申請者に支給するものとする。

(実績報告)

第7条 激励金の支給を受けた者は、対象大会等の終了後速やかに市長が別に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(激励金の返還)

第8条 市長は、激励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 対象大会等が中止されたとき。

(2) 対象大会等に出場しなかったとき。

(3) 不正な方法により激励金の支給を受けたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則 (平成24年6月29日制定)

この要綱は、制定の日から施行し、平成24年4月1日以後に開催する大会等への出場分から適用する。

附 則（平成25年3月27日制定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日制定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象大会等	スポーツ関係	文化関係
小学生を対象とした全国大会等	1 日本スポーツ協会加盟団体が主催する全国大会 2 日本オリンピック委員会加盟団体が主催する全国大会	文部科学省又は文化庁が主催する全国大会
中学生を対象とした全国大会等	1 日本スポーツ協会加盟団体が主催する全国大会 2 日本オリンピック委員会加盟団体が主催する全国大会 3 学校を代表して出場する全国大会、近畿大会及び県大会	1 文部科学省又は文化庁が主催する全国大会 2 全日本吹奏楽コンクールその他の学校を代表して出場する全国大会、近畿大会及び県大会
高校生及び高等専門学校生を対象とした全国大会等	学校を代表して出場する全国大会	学校を代表して出場する全国大会
その他の全国大会等	1 国内大会 (1) 国民体育大会 (2) 全国障害者スポーツ大会 2 国際大会 (1) オリンピック競技大会 (2) 国際オリンピック委員会加盟団体が主催する世界大会 (3) ユニバーシアード競技大会 (4) アジア大会 (5) パラリンピック競技大会 (6) I W A S 世界競技大会 (世界車いす・切断者競技大会) (7) デフリンピック (8) アジアパラリンピック	

別表第2（第4条関係）

大会名		1人当たりの金額
国内大会	全国大会規模の大会等	5,000円
	近畿大会規模の大会等	3,000円
	県大会規模の大会等	1,000円
国際大会	国外で開催される場合	30,000円
	国内で開催される場合	10,000円
	オリンピック競技大会及びパラリンピック 競技大会	100,000円